

労働者名簿等の記載について

基 発 第 8 3 号
婦 発 第 4 0 号
昭和50年2月17日
(改正 平成9年2月21日)

各都道府県労働基準局長 殿
各都道府県婦人少年室長 殿

労働省労働基準局長
労働省婦人少年局長

労働者名簿等の記載について

労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく関係書類の記載に関しては、下記により取り扱うこととしたので、これにより関係事業主を指導するとともに、現在各事業場において使用中の関係書類についても、下記の趣旨に合致するものとするように関係事業主を指導されたい。なお、これについては、事業主団体を通ずる等によりその趣旨の徹底を図るほか、必要に応じて、都道府県等の協力を得て、下記の内容を周知するための説明会の開催、パンフレット等の作成、配布等の措置を講ぜられたい。

記

1. 労働基準法関係

イ 労働基準法第57条に定める年少者の年齢証明書については、戸籍謄(抄)本又は年少者の姓名及び生年月日を記載して本籍地を管轄する地方自治体の長が証明したもののほか、昭和43年10月4日付け基発第636号、婦発第326号通達により、使用者が住民基本台帳法(昭和24年法律第81号)による住民票の写しを備えている場合には労働基準法第57条違反として取り扱わなくても差し支えないものとしているところであるが、今後は、これらに代えて、住民基本台帳法第7条第1号(氏名)及び第2号(出生の年月日)の事項についての証明がなされている「住民票記載事項の証明書」を備えれば足りること。なお、「住民票記載事項の証明書」(証明願)の書式については、別紙1を参考とされたい。また、その取扱いについては、昭和43年3月26日付け自治振第41号「住民基本台帳法に関する質疑応答集について」(自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)にその見解が示されているので念のため。

ロ (削除)

ハ 戸籍謄抄本及び住民票の写しは、画一的に提出又は提示を求めないようにし、それが必要となった時点(例えば、冠婚葬祭に際して慶弔金等が支給されるような場合で、その事実の確認を要するとき等)で、その具体的必要性に応じ、本人に対し、その使用目的を

十分に説明の上提示を求め、確認後速やかに本人に返却するよう指導すること。

ニ 就業規則等において、一般的に、採用時、慶弔金等の支給時等に戸籍謄(抄)本、住民票の写し等の提出を求める旨を規定している事例があるが、上記イないしハまでの趣旨に則り、これについても、可能な限り「住民票記載事項の証明書」により処理することとするよう、その変更について指導すること。

2. 労働安全衛生法関係

次の様式の記載事項中、「本籍地」については、都道府県名の記載で足りること。

- ① 健康管理手帳交付申請書 (労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)様式第7号)
- ② 健康管理手帳 (労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)様式第8号)
- ③ 健康管理手帳^{書替}再交付申請書 (労働安全衛生規則(// 様式第10号)
- ④ 各種免許申請書 (// 様式第11号)
- ⑤ 各種免許書 (// 様式第12号)
- ⑥ 各種免許証^{書替}再交付申請書 (// 様式第13号)
- ⑦ 各種免許試験受験申請書 (// 様式第14号)
- ⑧ 各種^{技術講習}運転実技教習受講申込書 (// 様式第15号)
- ⑨ 各種運転実技教習修了証 (// 様式第16号)
- ⑩ 各種技能講習修了証 (// 様式第17号)
- ⑪ 各種技能講習修了証^{再交付}書替申込書(// 様式第18号)
- ⑫ 労働安全・労働衛生コンサルタント登録申請書(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和48年労働省令第3号)様式第3号)

労働者名簿

様式第19号(第53条関係)

氏名		性別	
生年月日	年 月 日 生		
住所			
雇入年月日	年 月 日		
従事する業務の種類			
解雇・退職 又は死亡	年月日	年 月 日	
	事由 (退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)		
履歴			